

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成29年11月24日(2017.11.24)

【公表番号】特表2016-535083(P2016-535083A)

【公表日】平成28年11月10日(2016.11.10)

【年通号数】公開・登録公報2016-063

【出願番号】特願2016-548446(P2016-548446)

【国際特許分類】

A 6 1 K	8/64	(2006.01)
A 6 1 K	38/00	(2006.01)
A 6 1 P	17/14	(2006.01)
A 6 1 Q	5/00	(2006.01)
A 6 1 Q	5/04	(2006.01)
A 6 1 Q	5/10	(2006.01)
A 6 1 Q	5/12	(2006.01)
A 6 1 Q	5/02	(2006.01)
A 6 1 P	17/00	(2006.01)
C 0 7 K	7/06	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	8/64
A 6 1 K	37/02
A 6 1 P	17/14
A 6 1 Q	5/00
A 6 1 Q	5/04
A 6 1 Q	5/10
A 6 1 Q	5/12
A 6 1 Q	5/02
A 6 1 P	17/00
C 0 7 K	7/06

Z N A

【手続補正書】

【提出日】平成29年10月13日(2017.10.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

配列長が10～11アミノ酸であり、そのうちの3～5個のアミノ酸がシスティンである少なくとも1つのペプチドと、皮膚科学的に十分な賦刑剤とを含み、

前記ペプチドは、配列番号5、配列番号75、配列番号94、配列番号409、配列番号411、配列番号412、配列番号432、配列番号618、配列番号717、配列番号951、配列番号1088、配列番号1131、配列番号1149のうちの少なくとも1つの配列を90%以上の相同性で含む、ヒトまたは動物の毛髪の毛髪強化剤としての毛髪トリートメント用ペプチド組成物。

【請求項2】

前記ペプチドは、配列番号5、配列番号75、配列番号94、配列番号409、配列番号411、配列番号412、配列番号432、配列番号618、配列番号717、配列番

号 951、配列番号 1088、配列番号 1131、配列番号 1149 のうちの少なくとも 1 つの配列を含む、前記請求項に記載の組成物。

【請求項 3】

前記ペプチドの濃度は 0.001% ~ 20% (w/w)、好ましくは 0.01% ~ 5% (w/w) の間で変化する、前記請求項に記載の組成物。

【請求項 4】

界面活性剤、乳化剤、防腐剤、増粘剤、有機ポリマー、湿潤剤、シリコーン、オイル、香料、ビタミン、緩衝剤、抗菌剤、抗バクテリア剤、殺菌剤、または、それらの任意の混合物から選択される少なくとも 1 つの前記賦刑剤を含む、前記請求項に記載の組成物。

【請求項 5】

アニオン性界面活性剤、両性界面活性剤、カチオン性界面活性剤、非イオン性界面活性剤、乳化剤、防腐剤、増粘剤、天然由来ポリマー、湿潤剤、シリコーン、有機オイル、タンパク質、香料、ビタミン、エモリエントエステル、アルカノールアミド、アミン、緩衝剤、pH 調節剤、塩、脂肪族アルコール、UV フィルター、アミンオキシド、キレート剤、脂肪酸、抗菌 / 抗バクテリア剤、PEG 材料、ポリマー、帯電防止剤、アルコール、または、それらの任意の混合物から選択される少なくとも 1 つの前記賦刑剤を含む、前記請求項に記載の組成物。

【請求項 6】

アニオン性界面活性剤、両性界面活性剤、カチオン性界面活性剤、非イオン性界面活性剤から選択される少なくとも 1 つの界面活性剤を含む、前記請求項に記載の組成物。

【請求項 7】

乳化剤、防腐剤、増粘剤、天然由来ポリマー、湿潤剤、シリコーン、有機オイル、タンパク質、香料、ビタミン、エモリエントエステル、アルカノールアミド、アミン、緩衝剤、pH 調節剤、塩、脂肪族アルコール、UV フィルター、アミンオキシド、キレート剤、脂肪酸、抗菌剤、抗バクテリア剤、PEG 材料、ポリマー、帯電防止剤、アルコール、または、それらの任意の混合物から選択される少なくとも 1 つの化合物を含む、前記請求項に記載の組成物。

【請求項 8】

香料、オイル、または、それらの任意の混合物を含む、前記請求項のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項 9】

前記ペプチドの N 末端または C 末端に連結した染剤 / 染料を含む、前記請求項のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項 10】

医学分野および / または獣医学分野で使用するための、前記請求項のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項 11】

毛髪トリートメントに使用するための前記請求項のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項 12】

毛髪頭皮の病気、特に頭皮のかぶれ、円形脱毛症、扁平苔癬、後頭部の頭部乳頭状皮膚炎、結節性裂毛症、トリコチオジストロフィー、毛髪捻転症、重積裂毛症、連珠毛、櫛で梳かせない毛髪症候群 (uncomable hair syndrome) を治療するための、前記請求項のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項 13】

前記請求項のいずれか一項に記載の組成物の化粧品への使用。

【請求項 14】

ヒトまたは動物の毛髪の毛髪強化剤としての、前記請求項のいずれか一項に記載の組成物の使用。

【請求項 15】

毛髪カール剤またはストレート剤または染毛としての、前記請求項のいずれか一項に記

載の組成物の使用。

【請求項 1 6】

前記請求項のいずれか一項に記載の組成物を含む、シャンプー、ローション、セラム、クリーム、コンディショナー、フォーム、エリキシル、オイル、エアロゾルまたはマスク。